

# 県央ブロックごみ処理広域化の推進に係る 今後の方針（案）

令和3年3月24日

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会

## 1 策定の趣旨

盛岡広域8市町（盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町及び矢巾町をいう。）における3Rの推進，廃棄物の適正処理体制の確立等を目的として，県央ブロックごみ処理広域化の推進を図るものとし，令和3年度以降の方針について定める。

なお，本方針は，各市町（県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の構成団体をいう。以下同じ。）の協議により，適宜見直しをするものとする。

## 2 新たなごみ焼却施設の整備に向けた全体工程

県央ブロックごみ処理広域化に係る新たなごみ焼却施設（以下「新ごみ焼却施設」という。）の整備スケジュールは別図1のとおりとし，令和13年度の供用開始を目指す。

## 3 新たな一部事務組合の設立

新たな一部事務組合（以下「新組合」という。）は令和4年度の設立を目指すこととし，これまでの協議検討を踏まえ，次の方針により，各市町及び協議会において設立に向けた手続を進める。

### (1) 新組合の名称

新組合の名称は，「盛岡広域環境組合」とする。

### (2) 費用負担（負担割合）

新組合の事務に要する経費に係る市町の負担は次表のとおりとし，規約で定める。ただし，エネルギー利用施設に関する経費に係る市町の負担については，今後の協議検討の状況により，必要に応じて見直しを行うものとする。

区分	負担区分	負担割合
組合設立の日からごみ焼却施設の供用開始の日の前日までの経費	均等割	100分の10
	人口割	100分の45
	利用割	100分の45
ごみ焼却施設の供用開始の日以後の経費	均等割	100分の10
	人口割	100分の10
	利用割	100分の80

## 4 新ごみ焼却施設の整備に係る課題と検討方針

新ごみ焼却施設の整備やごみ処理広域化に向けた課題について、ごみ処理広域化部会等を通じて各市町で協議・検討してきた状況を踏まえ、今後、検討を継続していく上での基本的な方針を次のとおりとする。

### (1) ごみの分別・資源化

#### ア 新ごみ焼却施設における「受入基準」

新ごみ焼却施設の受入基準は、新組合が定めることとなるが、新組合の設立前であっても各市町で協議を行い、令和4年度中を目途に「受入基準案」を作成し、以後の施設整備に係る検討の基本とする。

なお、「受入基準」の検討は、新ごみ焼却施設の整備予定地である盛岡市における現行の受入基準を基本として行うものとする。

#### イ 各市町のごみ分別区分

各市町におけるごみの分別区分については、新ごみ焼却施設の「受入基準」の範囲内で、当該市町が定める。

なお、各市町の分別区分の設定に当たっては、各市町間での情報交換・協議により、圏域における3Rの推進に努める。

### (2) 収集運搬経費調整の方針

新ごみ焼却施設の稼働に伴い、可燃ごみの収集運搬に係る費用が増大する市町に対し、当該費用の負担を調整する方策を検討することとし、負担調整のあり方については、各市町間で、引き続き協議するものとする。

### (3) 焼却灰の処分・最終処分場

既存の最終処分場の可能な限りの延命化が望まれるため、新ごみ焼却施設での焼却処理に伴う焼却灰については、新組合が民間委託により処理（資源化等）を行うことを基本として検討を進める。

### (4) エネルギー利用施設、地域振興

新ごみ焼却施設の整備と同施設から生じるエネルギー利用による地域振興は一体不可分のものであり、エネルギー利用施設は新組合が整備・運営を行うこととするが、エネルギー利用の方策については、施設整備予定地周辺の住民等の意見・要望を取り入れながら、各市町の協議により定める。

#### (5) 施設集約化の方針と災害リスクの想定

新ごみ焼却施設の整備に当たっては、十分な災害リスクの想定を行い、施設の強靱化を行うとともに、県内市町村、一部事務組合等で締結している「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に基づくブロック間における相互応援により、圏域の生活環境の保全上の支障が生じないよう他ブロックとの連携・協力体制を強化するものとする。

#### (6) 新ごみ焼却施設の仕様の検討方針

焼却炉の形式等、新ごみ焼却施設の仕様については、有識者を交えた検討委員会等での協議、施設整備計画の策定、事業者提案などを経る中で、複数の形式を対象として十分な比較検討を行い最良の仕様を採用するものとする。

#### (7) 収集運搬体制

新ごみ焼却施設への収集運搬を効率的に行うため、基本構想に基づき新ごみ焼却施設までの距離等を勘案し収集運搬中継施設を設置することとしているが、中継施設の設置場所及び設置数については、当該施設の立地市町及び当該施設を利用する市町において住民の利便性の観点に基づく検討を行うとともに、各市町の協議により定めるものとする。

#### (8) 財政計画

新ごみ焼却施設の整備に係る財政計画は、新組合が策定する施設整備に関する計画において、当該時点における建設物価の動向等を踏まえて策定するものとする。

### 5 循環型社会形成推進地域計画

#### (1) 計画の位置付け

圏域における循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）は、令和3年度に策定するものとし、地域計画に定める3Rの推進に関する事項を、以後の各市町の目標及び施策の基本とする。

#### (2) 各市町のごみ処理基本計画の策定方針

各市町は、ごみ処理基本計画の策定、見直しに当たっては、地域計画の目標、施策等と調和を図るよう努めるものとする。

各市町は、地域計画に定める目標、施策等の内容にとどまらず、地域の状況等に応じて積極的に3Rの推進に資する施策等を検討・実施するものとし、その状況に応じて、地域計画についても必要な見直しを行うものとする。

図1 新ごみ焼却施設整備スケジュール

